

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第41条中「は、本市の区域を支払地と定めたものでなければならない」を「の支払地の区域は、全国の区域とする」に改める。

第44条の2の見出し中「地方税」を「地方税等」に改め、同条第7号中「納税者に関する情報」を「個人情報」に改める。

第44条の3第1項中「地方税」を「地方税等（施行令第158条の2第1項に規定する地方税等をいう。次項において同じ。）」に、「施行令158条の2第3項」を「同条第3項」に改め、同条第2項中「地方税」を「地方税等」に改める。

第199条第1項第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

別表第2の4使用料及び賃借料の項の次に次のように加える。

負担金、補助 及び交付金	地方公務員等共済組合法に基づく事務費負担金
-----------------	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の4の改正規定は令和4年10月1日から、第41条の改正規定は同年11月4日から施行する。